十三の項中

目 次

条

○公安委員会関係手数料条例の 部を改正する条例

(警察本部運転免許課)

例

公安委員会関係手数料条例の 条 一部を改正する条例をここに公布する。 例

宮城県知事

村 井 嘉

浩

〇宮城県条例第六十号

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号) 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例 の一部を次のように改正する。

宮

城

県

令和元年十一月二十九日

証の更新を受けることができなかった者に対する試験の場合にあっては、 第二百七十号)第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けるこ ができなかった者に対する試験の場合にあっては、 中「千九百円」の下に「(同令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許 一条第一項の表四十一の項1ロ中「千九百円」の下に「〈道路交通法施行令(昭和三十五年政 八百円)」 を加え、 同項2口、 八百円)」を加え、 3 4イ及び

1 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 二千五十円(道路交通法第九十二条第一項後別の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、二千五十円に、当該他の種類の免許に係る免許証の免許に係る事項を記し他の種類の免許に係る事項を記してその種類の免許に係る事項を記して、当該他の種類の免許に係る事項を記して、当該の発言という。

を

1 許第証一 次に掲げる場合の区運転免許又は第二種 6分に応じ、それ性運転免許に係る れる

発

行 県

城

宮 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

を 「(同法第百五条第 三千

五年政令第二百七十号)」

を削っ

この条例は、 令和元年十二月一 日から施行する。

に改め、 同表四十四の項1中「三千五百円」

一百五十円」 |項において準用する場合を含む。)| に改め、 同表五十の三の項及び五十の四の項中 を加え、 同表五十二の項11ハ中「(昭和三十 「第百四条の四第六項」 の下に